市政全般の情報を皆さんにお知らせします。

市政トピックス

自転車駐車場（無料）が移転します

土木課 管理係 （☎(95)0155）

知立駅周辺土地区画整理事業の工事に伴い、ふれあい広場自転車駐車場（無料）が平成28年1月31日をもって閉鎖（廃止）されます。

代替となる自転車等無料駐輪場（仮称）駅前無料駐輪場を整備しますので、そちらをご利用ください。

・廃止となる駐輪場　ふれあい広場自転車駐車場（本町本地内）

・代替となる駐輪場　（仮称）駅前無料駐輪場

▼代替駐輪場使用開始日　平成28年1月8日(金)

▼代替駐輪場場所　栄一丁目地内（左図斜線部）

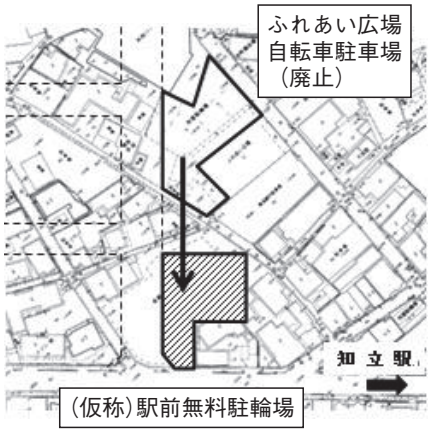

▼利用できる車種　自転車、原動機付自転車、自動二輪

※ふれあい広場自転車駐車場付近に案内看板を設置しますので、そちらもご確認ください。

国民保護の情報伝達訓練のため同報無線放送を実施します

安心安全課 防災係（☎(95)0160）

弾道ミサイル等の国民保護に関する情報伝達訓練を実施するため、市内同報無線設備および防災ラジオで訓練放送を行ないます。ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

▼とき　11月25日(水)　午前11時

▼ところ　市内全域

▼訓練内容　Jアラートを使用し、同報無線および防災ラジオで訓練放送を流します。

飼い犬の手続きを忘れていませんか？

環境課 環境保全係（☎(95)0154）

飼い犬が死亡したときは、狂犬病予防法により30日以内の届出が必要です。電話での受付けも行っています。死亡に限らず、犬の登録事項に変更があった場合（飼い主の住所・氏名の変更、犬の所在地の変更等）も、速やかに届出をしてください。

※届出書は環境課にあります。

また、今年度から無料配布を始めた「愛犬マナーポーチ」が、残りわずかになってきました。すでに使用されている人からは、「散歩の際に便利」、「デザインがかわいい」などの声が寄せられていますので、ぜひご利用ください。

知立市地域猫の会ボランティア募集

環境課 環境保全係（☎(95)0154）

野良猫の糞尿や鳴き声などに対する苦情が多く寄せられています。

もともとこれらの猫は、人間の身勝手によって捨てられたり、増えたりしたものです。

そこで、地域の中で猫を「適正管理する」ことで地域住民と猫との共生を図る「地域猫活動」に参加していただける人を募集します。人と猫が共生するすばらしいまちを、一緒に作りましょう。

※「地域猫」とは、野良猫のうち、その地域において、避妊または去勢手術、餌やり、トイレの設置および清掃等が実施され、適切に管理されている猫のことです。

※「地域猫活動」とは、地域住民が主体となって野良猫に、避妊・去勢手術を施してこれ以上増えないようにし、一代限りの命を全うするまでその地域で衛生的に管理をすることです。

▼活動場所　市内公園他

▼活動内容　野良猫を減らすために、不妊・去勢手術をしてもとの地域にもどす等を行うとともに、適切な餌やりを行い、糞尿の清掃、里親探し、啓蒙活動を行います。

▼活動体制　市民ボランティアによる「知立市地域猫の会」と、県・市と連携した地域猫活動を実施します。

プラスチック製容器包装ごみの分別について

ごみの分別方法が一部変更となります。

【変更の対象】

シャンプー等容器のポンプ・ノズル部

【分別区分】

・変更前「不燃ごみ」

・変更後「プラスチック製容器包装ごみ」

【変更する日】

11月30日(月)

※平成26年度以前に作られた「プラスチック製容器包装ごみ袋」には左記のような表記がありますが、「不燃ごみ」ではなくなりますので、注意してください。

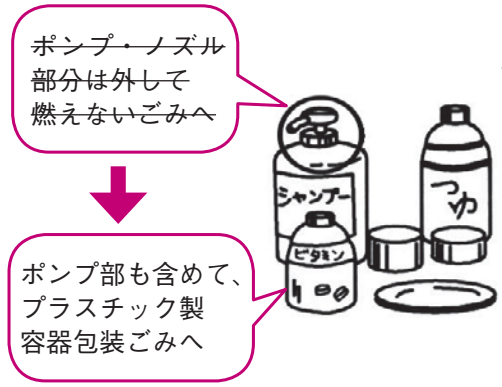

▼問合せ　環境課 ごみ減量係（☎(95)0126）

11月25日～12月1日は犯罪被害者週間です

安心安全課 防犯交通係（☎(95)0115）

犯罪による被害とは、犯罪そのものによって心や身体が傷つくだけではありません。

被害者、そのご家族・ご遺族は、その後の生活の中でも、さまざまな困難に直面しています。

周囲の人が、犯罪被害者等のこうした状況や気持ちをよく理解しないまま、被害者を更に傷つけ、追い詰めてしまうこともあります。犯罪被害者等が置かれている状況のご理解とご支援をよろしくお願いします。

警察では、犯罪被害により心に傷を受けた被害者等からの相談に対応する相談専用電話「ハートフルライン」を設置し、臨床心理士資格を有する警察職員が相談に対応していますので、ご利用ください。

○ハートフルライン（☎052(954)8897　月～金曜日の午前9時～午後5時）

12月1日は「世界エイズデー」

衣浦東部保健所（☎(21)4797）

「AIDS IS NOT OVER ～だから、ここから～」

エイズは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染することによっておこる病気です。日本で昨年新たにHIV感染が報告されたのは1千人を超え、感染に気づかずにエイズを発症した新規エイズ患者報告数は過去最多の455件に上ります。

特に、20歳代の新規HIV感染者報告数は過去最多の349件となっています。

治療法の進歩により、エイズの原因ウイルスであるHIVに感染しても、早期に治療を始めれば長く生きていくことが期待できるようになりました。

感染の有無は、HIV検査を受けることで確認することができます。12月6日(日)には、休日の即日検査も実施します。あなたとあなたの大切な人を守るために今一度考えてみませんか？

▼検査機関　衣浦東部保健所

※詳細は、広報毎月16日号の健康ガイドをご覧ください。

もしも、病気やけがで障がいが残ったら…障害基礎年金

刈谷年金事務所（☎(21)2115）
国保医療課 国保年金係（☎(95)0123）

障害基礎年金は、国民年金に加入している間に、一定の障害の状態に該当し、かつ障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日（これを「初診日」といいます。）において、一定の保険料納付要件を満たしている人が受けることができます。

支給要件	次のいずれかに該当する場合 ○初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること ○初診日の属する月の前々月までの直近1年間の被保険者期間に、保険料の未納期間がないこと ○20歳前に初診日がある場合（本人に一定額以上の所得やほかに年金の受給がある場合は、支給が制限される場合があります。） ○60歳以上65歳未満（年金に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日があること ※老齢基礎年金を繰り上げて受給している人を除きます。
障害認定時	○初診日から1年6か月を経過した日、またはその期間内にその傷病が固定した日（これを「障害認定日」といいます。）において、1級または2級の障害の状態にあること ○65歳に達するまでの間に、1級または2級の障害の状態にあること
年金額	平成27年4月分から 【1級】975,100円＋子の加算額 【2級】780,100円＋子の加算額 子の加算額　第1子・第2子　各224,500円 　　第3子以降　　各 74,800円
請求手続き	市役所窓口または年金事務所 ※障害基礎年金を支給するか否かの審査は、年金事務所で行います。詳しくは市役所窓口、年金事務所または医師とご相談ください。

（注）身体障害者手帳等の等級とは基準が異なります。

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

知立市汚水適正処理構想の見直し（原案）の公表について

下水道課 下水工務係（☎(95)0134）

トイレ、お風呂などの生活排水は汚水処理施設（下水道・浄化槽）によって、きれいにしてから川や海に流す必要があります。この汚水処理施設の整備を計画的、効率的に実施することを目的とし、市では「知立市汚水適正処理構想（原案）」をまとめました。

県下全域の市町村が構想（案）作成し、県が取りまとめ、全県域汚水適正処理構想を公表します。

市の構想（原案）に対する市民の皆さんの意見をお聞かせください。

市ホームページにも掲載しています。

▼縦覧期間　11月24日(火)～12月7日(月)　午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日・祝日を除く）

▼縦覧場所　下水道課（市役所2階）

▼意見の提出方法
12月7日(月)までに①住所②氏名③電話番号を記入し、郵送、FAX、Eメールまたは直接、下水道課へ提出してください。

▼意見の提出先
知立市役所　下水道課
〒472－8666（住所不要）下水道課宛
FAX(83)1264
Eメール　gesuido@city.chiryu.lg.jp

愛知県障害者委託訓練 岡崎情報パソコン初級②コース

公共職業安定所（☎(21)5001）
愛知県障害者職業能力開発校（☎0533(93)2505）

▼とき　平成28年1月6日(水)～3月10日(木)（毎週火～木曜日の午前9時～午後5時）

▼ところ　岡崎市産業人材支援センター（岡崎市羽根町字小豆坂117番地3）

▼内容　ワード、エクセルを使用した文書作成や表作成

▼対象　障害者手帳所持者（身体・精神等　車椅子の人は不可）

▼定員　7人（面接で選考）

▼受講料　無料

▼申込み　12月9日(水)までに、公共職業安定所へ。

※受講には安定所での求職登録が必要です。

広報ちりゅう・市ホームページに掲載する広告（有料）を募集しています！

市では、新たな財源確保を目的に広報ちりゅう・市ホームページに掲載する有料広告を募集しています。掲載までの流れ、広告規格等は次のとおりです。なお、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属し、市が推奨するものではありません。

【広報ちりゅう】

1. 掲載枠、料金

掲載区分		掲載料金
大枠	縦125mm×横175mm	66,000円
中枠（横）	縦60mm×横175mm	33,000円
中枠（縦）	縦125mm×横84mm	33,000円
半枠	縦60mm×横84mm	16,500円

※掲載が6回連続した場合は、6回目の料金は無料になります。

2. 掲載までの流れ

①**申請**　掲載を希望する広報ちりゅうの発行日の1か月前までに、広報ちりゅう広告掲載申込書（市ホームページからダウンロードできます。）に、「広報紙広告原稿作成要領」により作成した原稿を添付して提出してください。

②**掲載の可否**　申込書の提出を受け、掲載基準に照らし合わせて可否を決定します。

③**掲載料の支払い**　掲載が決定した後、指定の納付書で掲載料金を支払ってください。

3. 広告原稿データの作成

配色は2色刷り（グレースケール）。データは Adobe Illustrator 等を使用して（原稿作成要領に基づく）出力原稿とデータをあわせて提出してください。

広告には、広告を告知するロゴを広告欄に入れますので縦7mm×横10mm を空けておいてください。

【市ホームページ】

1. 掲載内容

（1）掲載場所　知立市ホームページトップページ右側
（2）規　格　縦60ピクセル×横120ピクセル
（3）掲載料　1枠　月額10,000円（税込み）
ただし、年間掲載広告（4月～3月）は、年額100,000円（税込み）

※1か月単位とし、複数月の申込み可。

2. 掲載までの流れ

①**申請**　広告掲載月の前月10日までに、バナー広告掲載申込書（市ホームページからダウンロードできます。）に、「知立市ホームページバナー広告掲載募集要項」「知立市ホームページ広告掲載要領」により作成した原稿を添付して提出してください。

②**掲載の可否**　申込書の提出を受け、掲載基準に照らし合わせて可否を決定します。

③**掲載料の支払い**　掲載が決定した後、指定の納付書で掲載料金を支払ってください。

広告の取扱いについては、知立市広告掲載要綱に基づいて行います。

詳細については、市ホームページでご確認いただくか、協働推進課秘書広報係へお問合せください。

▶**問合せ**　協働推進課　秘書広報係（☎95-0112）